

小山市不育症治療費助成金制度について

医療保険適用外の不育症治療等の費用の一部を助成しています。

※他の自治体等から、他の制度による助成金を受けた治療期間については利用できません。

1. 対象者

申請日および対象となる治療期間において、次の要件をすべて満たしている方（ご夫婦）

- (1)医療機関において不育症の診断を受け、不育症治療等を受けている方
- (2)助成金の交付申請をする1年以上前から小山市に住民登録している夫婦または、事実婚関係にある夫婦※
- (3)市税を滞納していない方
- (4)国民健康保険等の医療保険に加入している方

※住民票の続柄に「未届」又はこれに準ずる記載がされていること

2. 申請手続き

申請は、1年度に1回、1医療機関までです。

期間は不育症治療を受けた年度の翌年度末までです。

【必要書類】

- ① 不育症治療費助成金交付申請書
- ② 不育症治療内容証明書
- ③ 領収書 ※コピーで申請希望の場合はコピーした領収書と原本もお持ちください。
- ④ 事実婚に関する証明書(事実婚の場合のみ)
- ⑤ 他に助成金等の受給があるときはその交付決定通知書等

3. 助成内容

- ・助成対象者が支払った不育症治療費助成対象額の2分の1です。(1,000円未満切捨て)
- ・助成診療期間は5年間で、限度額は50万円です
- ・他の制度で給付がある場合は、その額を控除した金額です。

※出産すると過去の申請がリセットされます。

※詳しくは小山市役所こども政策課までお問合せ下さい。

TEL 0285-22-9634